



パートB - サービス特約 (2026年1月時点のバージョン)

1NCE High Data IoTサービス特約

1. 1NCEのサービス固有の履行義務

- 1.1 1NCE High Data IoTサービスには、1NCE Connectサービス特約第1.1条および1.2条に定められたサービス要素および制限が含まれており、本サービス特約で別段の規定がない限り適用されます。
- 1.2 1NCE High Data IoTサービスは、最低期間または固定期間の契約形式のみで提供されており、1NCEとお客様間で個別契約を締結することで利用できます。
- 1.3 契約期間中、1NCE High Data IoTサービスはお客様に無制限の消費可能なデータ容量および/またはSMS容量を提供し、報酬は次の2つの要素に基づいて行われます。(a) IoT SIM 1件あたりの一度限りのセットアップ料金、(b) お客様が消費したギガバイト (GB) およびSMSあたりのデータ量に対する消費量に基づく料金（「従量課金」）。特定の種類のSIM（「SIMタイプ」）については、当事者間で合意された場合に、各IoT SIMごとに追加の一時料金が適用されることがあります。合意済みの従量課金料金は、請求期間内にお客様が消費したGB容量とSMS容量に適用されます。消費データとは、有効なパケットデータプロトコルセッション中に消費された集計済みデータ容量およびSMS容量を指します。
- 1.4 IoT SIMの有効化は、IoT SIMがお客様に発送される前に行われます。サービスは本一般取引条件第4条に定められた期間中、本一般取引条件の規定に従って早期に終了（契約解除）しない限り継続されます。
- 1.5 それぞれのIoT SIMのサービスは、特に次の場合に1NCEによって停止されることがあります。
 - a) IoT SIMが、配布予想に定められていない国（本サービス特約第2.3条を参照してください）、または除外された国においてお客様によって設置される場合。
 - b) 少なくとも18か月間、該当するIoT SIMによりデータの送信またはSMSの送受信が行われていない場合。または、
 - c) お客様が適用される料金の支払いを怠っている場合。

2. サービス特約、予測

- 2.1 1NCE Connectサービス固有条項の第2条は、1NCE High Data IoTサービスにも適用されます。
- 2.2 お客様のデータ使用量は既定では制限されておらず、お客様は自身または最終ユーザーによるデータ消費量を監視、または制限するために必要な予

防措置を講じることについて、単独で責任を負うものとします。

- 2.3 お客様の本サービスの利用は、個別契約に定められた分配予測（「予測」）と一致するものとします。サービスは、利用分布の変更や展開地域以外の国や地域でのサービス利用など、本「予測」に定められたパラメーターを超えて使用を想定しているものではありません。1NCEは、お客様のサービス利用を「予測」と照らして監視し、逸脱がある場合には個別契約に定められた条件および料金の調整を求めることがあります。当該の場合、お客様は、実際の地理的利用および流通を反映するよう、適用される条件および価格を調整するために誠実な交渉をしなければなりません。1NCEは本「予測」に定められていない国におけるIoT SIMへのサービス提供義務を負わず、したがって、これらの国における潜在的なサービス提供をいつでも停止することができます。

3. サービス固有の料金規定

- 3.1 一度きりのセットアップ料金および追加の適用されるSIMタイプの料金は、1NCEがお客様の注文を受理した際に請求書が発行されます。IoT SIMは、1NCEが一度限りの設定料金およびIoT SIMタイプの料金に起因する料金の支払いの全受領を記録できるまで、アクティベートされず、発送もされないものとします。同様に、一時的に無効化されたIoT SIM（本サービス特約第1.5条b項を参照）についての再有効化は、1NCEがお客様の未払い料金の支払いを完全に記録した後にのみ行われます。
 - 3.2 1NCE Connectサービス特約第3.2節は、1NCE High Data IoTサービスにも適用されます。
 - 3.3 当事者間で別途合意がない限り、1NCEは適用される従量課金料金に基づき、すべてのIoT SIMの合計使用量に基づいて使用されたデータ容量およびSMS容量について月次の請求書を発行します。請求時にお客様が集計データで1GB未満またはそれ以上消費した場合、残りの部分は、完全な1GBを構成するために必要な最も近い整数倍に切り上げられます。
 - 3.4 当事者間で別途合意がない限り、1NCE High Data IoTサービスに対してお客様が支払うすべての料金は、個別契約および購入時または消費時点での価格表に基づいて決定されます。
4. **契約期間および終了（契約解除）に関するサービス特約**

当事者間で別途合意がない限り、個別契約の下でアクティベートされた各IoT SIMは独立した契約上



の合意とみなされ、別途、終了（契約解除）することができます。個別のIoT SIMは、該当する個別契約で明記的に定められた別の（最低）期間がな

い限り、最低12か月の有効期限の対象となります。最低期間は本一般取引条件パートA第6.1条b項第2文に基づき延長されるものとします。